

CPD制度、専攻建築士制度の改正について

CPD・専攻建築士制度委員会

少子化と急速に進む高齢化により社会経済環境は大きく変化しており、建築士に求められる技術・知識も多様化し、それぞれの分野でその専門性が問われています。本会ではそれら専門分野に関わる研究とともに、各種講習会等を実施し、建築士の技術力向上をめざしているところ。このことから、専攻建築士制度については、主として専門分野について改正し、CPD制度については、消費税改正に伴う料金改定を行うものです。

専攻建築士制度の改正点

1. 専門分野について

- ① 専攻領域ごとに3つまでとしていた専門分野の表示についてその制限をなくする。
- ② 1つの専攻分野の表示に必要な実務実績は責任ある立場での実務実績1件とする。
- ③ 新たに3つの専門分野を加える。

■ 歴史的建造物保存活用

歴史的建造物やそれらの街並みの保全・活用

を推進……例として、ヘリテージマネージャーの方

■ 中大規模木造建築

中大規模木造建築の設計、構造設計、工事監理、工事管理等……例として、埼玉・大分で行われている中大規模木造建築の講習を受けられた方

■ 既存住宅状況調査

既存住宅の構造耐力上主要な部分や雨水に係わる部分等についての調査……例として、既存住宅状況調査技術者の方

2. 専攻建築士経歴者証について

5年ごとの更新手続きを不要とする。

3. 更新に必要なCPD単位数の特例について

今まで建築士免許取得後30年であったところを、専攻建築士認定後10年とする。

4. 専門分野の審査登録料について

1つの専攻領域につき専門分野が3つを越えるときは、1つの専門分野追加の申請料を1,000円とする。

CPD制度の改正点

(日本建築士会連合会CPD規則による)

1. 消費増税に伴い料金の一部改正(消費税別)

- ① 初期登録費用(非会員) 953円を1,000円
- ② CPDカード作成費…会員667円を700円、非会員1,429円を1,500円
- ③ データ登録管理費…会員477円を500円、非会員2,381円を2,500円
- ④ プログラム認定手数料…本会または建築士会賛助会員以外4,762円を5,000円
- ⑤ プロバイダー登録料…本会または建築士会賛助会員以外47,620円を50,000円
- ⑥ プログラム認定手数料(自己申請)…会員477円を500円、非会員1,429円を1,500円

(※料金につきましては、都道府県建築士会ごとに異なります)

今回の改正により、専攻建築士制度規則第4条の専門分野表示に数に制限が無くなりましたので、今年度更新の方はもとより、それ以外の方も今年度申請期間中(2020年1月6日～2月29日)【※1】に専門分野の追加申請が可能になりました。

専攻建築士制度規則第4条別表1に掲げる専門分野以外の表示を希望する場合は、従前と同様に今年度申請期間中に申請が必要になります。

(※1 申請期間の詳細につきましては、都道府県建築士会にお問合せ下さい)

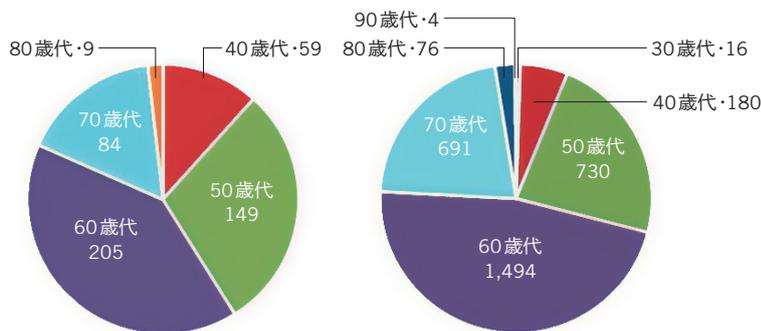


図1 平成30年度申請者年齢分布

図2 専攻建築士全登録者年齢分布



図3 全体数・更新率

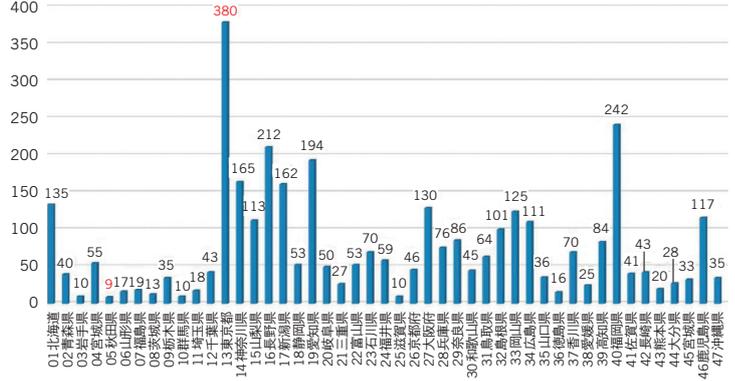


図4 専攻建築士地域別登録者数